

『教えて、BUN先生』

vol.10

「BUN先生」こと長岡文明先生

第十回 許可制度 その3 処理業の許可是許可権限者ごと。



LISA

皆さん、こんにちは。前回は「廃棄物処理業の許可の種類」と「特別管理一般廃棄物は分類はあるけど許可制度は規定していない」ってところまで勉強しました。今回はどうな話になりますか？



LISA

今回は、その処理業の許可是どこで有効か、という話から入りましょう。日本には数多い法律があり、また、いろんな「許可」もあります。

BUN



前々回の例に出てきた「旅館」や「飲食店」も許可でしたねえ。

BUN



そうですね。その他に「許可」と似たような言葉に「免許」「認可」などもありますね。ものによっては、一つの自治体で出した許可や免許が全国で有効という制度もあります。



LISA

運転免許なんかはそうですよね。兵庫県の公安委員会で出した運転免許で広島県でも運転できる訳だし。

BUN



ところが廃棄物処理法の許可是、その許可を行った自治体のエリアだけが有効であり、他のエリアでは全く効力を発揮しません。だから兵庫県の産業廃棄物処理業の許可証を広島県に持つて行ってもなんの役にも立たない、ということになります。

特に問題になるのが収集運搬です。収集運搬は積む場所、降ろす場所の自治体の許可が必要とされていますから、兵庫県で産業廃棄物を積んで広島県の処分場で降ろす場合は、兵庫県の収集運搬の許可と広島県の収集運搬の許可が必要と言うことになります。

なお、積み降ろしを伴わず、単に通過するだけの県の許可是不要としていますから、前述の例だと兵庫で積んで広島で降ろすけど間の岡山は通過するだけ、というのであれば岡山県の許可是要らないってことです。



LISA

そうかあ。じゃ、日本全国で産業廃棄物の収集運搬業をやる時は、一都一道二府43県の許可が必要ということになる訳ですね。

BUN



原則は「そのとおり」なんですが、一部例外があります。廃棄物処理法政令市という存在です。



LISA

その「廃棄物処理法政令市」というのは、普通私たちが言っている「政令市」ではないんですか？

私たちが普通の会話で「政令市」という時は、地方自治法の人口50万人以上の政令指定都市を指すことが多いと思います。しかし「廃棄物処理法政令市」というのは、廃棄物処理法第24条の2を受けた政令第27条で規定している「市」を指します。具体的には政令指定都市+中核市+大牟田市がこれにあたります。ですので、現在、この廃棄物処理法政令市は68市あるようです。



話は戻って、その廃棄物処理法政令市がどのような「例外」なんでしょうか？

産業廃棄物処理業の許可是原則都道府県知事に権限があるのですが、この廃棄物処理法政令市は都道府県と同様の権限を以前は有していました。(平成23年3月末まで)ところが、全国的に中核市がどんどん増えてきて、その度に改めて許可を取らなければならないエリアが増えていったんですね。



具体例で示してくれるとわかりやすいかなあ。

たとえば、群馬県は平成20年までは政令市がありませんでしたから、群馬県の許可1本取れば群馬県内全域で産業廃棄物収集運搬業ができました。ところが、その後相次いで前橋市と高崎市が政令市になったんですね。そうなると、群馬県内全域で産業廃棄物の収集運搬をやるために群馬県、前橋市、高崎市の3本の許可が必要になってしまった訳です。全国的にも、平成20年以降廃棄物処理法政令市は20市増えました。

これでは広域的な処理を行う産業廃棄物では効率が悪い、ということで、平成22年の改正で収集運搬については「政令市内で積替保管を行う場合」は政令市の許可が必要だが、積替保管をやらない場合は県一本の許可でよい、としました。前述の例で言えば、前橋市内で積替保管をやる場合は群馬県の許可ではなく前橋市の許可が必要だが、積替保管をやらないのであれば群馬県の許可で前橋市内の収集運搬もできるってことです。



センセ、すみません。そもそも、「積替保管」ってなんですか？

これは失礼。積替保管、この業界では訳して「積保(つみほ)」などとも呼んでいますが、これは次のような行為です。

たとえば、前橋駅前は建物が建て込んでいて路地が狭い。ここに10トンダンプを入れるわけにはいかないので、軽トラや4トンダンプで集めたとします。ところが、集めた産業廃棄物は200キロ位離れた長野県の処分場に搬入するとなると、軽トラで一回ずつ200キロ運んだのでは効率が悪いわけです。そこで、ストックヤードに一回降ろして、20トントレーラーに積み替えて運ぶ。この行為は一旦どこかに降ろさなくてはできない行為なので必ず「保管」を伴うことになります。この時の軽トラからトレーラーに積み替える行為を「積替保管」といい、この積替保管をやるストックヤードを「積替保管場所」といいます。現在、政令市は、産業廃棄物の「積替保管を含む収集運搬業」と「処分業」を所管しています。





LISA

なるほど。ちょっと複雑ですね。でも、この都道府県毎の許可って排出者にとつても、とてもやっかいなことで、委託契約書を締結するときに「許可証の写し」を付けておきなさいってありますよね。ちょっと考えると1つの契約書なら1枚の許可証って思いがちだけど、前述の例だと積む群馬県の許可証と降ろす長野県の許可証の2枚添付しておかないとだめってことですよね。もう一度、チェックしておこうっと。

BUN



この「許可権限者毎の許可」って制度でもっと切実なのが、一般廃棄物の方なんです。



LISA

そうかあ。一般廃棄物は市町村の許可ですからね。市町村毎の許可が必要つてことになっちゃう訳ですね。

BUN



市町村の数は、最近、市町村合併が進みました。それでも全国では1700程あります。ですから「日本全国で一般廃棄物を扱う」ためには、1700許可取らないとできないってことになり、これは事実上「困難」でしょうね。



LISA

でも、狭いエリア、一つの市町村では処理できないって一般廃棄物も結構あるんじゃないですか。

BUN



そうですねえ。廃棄物処理法スタート当初の一般廃棄物と言えば、家庭から出る「生ごみ」「し尿」たまに「粗大ごみ」、事業系としても「紙くず」程度だったでしょうが、現在では現実的に市町村のクリーンセンターでは処理が難しい一般廃棄物も数多く存在しています。



LISA

そういう「処理困難」な一般廃棄物はどうしているんですか？

BUN



特に平成10年代以降は、環境大臣の広域認定制度、再生認定制度、それに各種リサイクル法などを制定し、特別なルートの確保を図っています。でも、これはなかなか難しい応用ですから、しっかりと基礎知識を身につけてから、中級、上級コースとして改めて取り上げましょう。

産業廃棄物処理業の許可は原則都道府県。

○例外として廃棄物処理法政令市があり、積替保管を含む収集運搬と

処分業を所管。

○許可は許可権限者のエリアごとに必要（全国有効ではない）

○一般廃棄物処理業の許可は市町村。

○広域処理対応として大臣認定制度や各種リサイクル法が制定されてきている。

BUN先生の
今回のまとめ



Summary

今回の 練習問題



姫路市は兵庫県内にある廃棄物処理法政令市です。姫路市内で積替保管をやらずに産業廃棄物の収集運搬をやる場合は、誰の許可が必要ですか？
また姫路市内で、がれき類の破碎をやる時は誰の許可が必要ですか？
姫路市内でテレビが不要になった時は、誰に処理を委託しますか？

答えは次回の
メルマガで
(^-^)/^



前回の問題の解答

- 問1、他人の廃棄物を扱うことが出来る「許可」は何区分に分かれていますか？
問2、病院から排出される「血の付いたガーゼ」を扱うため必要な「許可」はなんでしょうか？

答1、廃棄物処理業の許可は、

1. 一般廃棄物収集運搬業
2. 一般廃棄物処分業
3. (普通の)産業廃棄物収集運搬業
4. (普通の)産業廃棄物処分業
5. 特別管理産業廃棄物収集運搬業
6. 特別管理産業廃棄物処分業

} の6分類になります。



答2、「特別管理産業廃棄物の感染性産業廃棄物の許可」

病院から排出される「血の付いたガーゼ」は、「血」は廃アルカリまたは汚泥であり、病院は「事業活動を伴って排出している」ことから産業廃棄物です。血液は感染性のリスクを伴いますから感染性産業廃棄物となります。「ガーゼ」は「纖維くず」であり、「纖維くず」は業種の指定があります。病院は纖維くずの指定業種ではないため一般廃棄物です。血液が付着していますから感染性一般廃棄物となります。したがって、本来であれば、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の許可が必要になる訳ですが、感染性一般廃棄物は必ずと言っていいほど感染性産業廃棄物と混在して排出されるため、省令第10条の20第2項で「感染性産業廃棄物の許可を受けた者は、感染性一般廃棄物の処理を行える」と規定しています。よって、答えは「特別管理産業廃棄物の感染性産業廃棄物の許可」となります。